省　令

○総務省令第百一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十八日

総務大臣　片山　善博

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　「移動受信用地上基幹放送事業者」とは、移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。

第二条第十四号中「地上基幹放送」の下に「及び移動受信用地上基幹放送」を加える。

第六十一条に次の一号を加える。

三　移動受信用地上基幹放送　放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のＯＦＤＭフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のＯＦＤＭフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）ごと

第七十条第一項中「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）」を「デジタル放送の標準方式」に改め、同条第三項第三号及び第四号を次のように改める。

三　搬送波の変調の方式　次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める方式をいう。

イ　衛星基幹放送　広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式

ロ　移動受信用地上基幹放送　セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定する四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調

四　誤り訂正内符号の符号化率　次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。

イ　衛星基幹放送　広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

ロ　移動受信用地上基幹放送　セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

第七十条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。以下同じ。）による移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定するものとする。

一　中央の周波数

二　十三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム又は一セグメント形式のＯＦＤＭフレームの別

三　伝送方式

四　セグメント数又は基準セグメント数

五　搬送波の変調の方式

六　誤り訂正内符号の符号化率

第七十一条に次の一項を加える。

4　前条第三項の規定は、セグメント連結伝送方式による放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

第七十四条第一項中「別表第十六号の様式の更新申請書を」の下に「、移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の二の様式の更新申請書を」を加える。

第七十六条第五項第二号及び第三号中「基幹放送事業者」を「衛星基幹放送事業者」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　第七十条の規定によりセグメント数を指定された移動受信用地上基幹放送事業者が、その指定を基準セグメント数による指定に変更しようとするとき。

三の三　第七十条の規定により基準セグメント数を指定された移動受信用地上基幹放送事業者が、その指定をセグメント数による指定に変更しようとするとき。

第八十四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

第八十五条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第七十条の規定により基準セグメント数を指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（前条第二項第二号の二に規定するセグメント数の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

別表第六号の二の次に次の一表を加える。

別表第六の三号（第64条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第３項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注１）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注２）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注３）	